

鳥獣保護区等の狩猟制限区域について

1 鳥獣保護区

(1) 鳥獣保護区とは

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第 28 条の規定により、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められる場合に、環境大臣又は都道府県知事（※）が指定する。

なお、指定に当たっては、次の 7 種類に区分する。

- ① 森林鳥獣生息地の保護区
- ② 大規模生息地の保護区
- ③ 集団渡来地の保護区
- ④ 集団繁殖地の保護区
- ⑤ 希少鳥獣生息地の保護区
- ⑥ 生息地回廊の保護区
- ⑦ 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区に指定されると特別な場合を除き鳥獣の捕獲が禁止される。また、国又は都道府県は、鳥獣保護区内において、必要に応じ鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための事業を行うこととされている。

※ 環境大臣指定鳥獣保護区と都道府県知事指定鳥獣保護区

- 環境大臣指定鳥獣保護区
 - 国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域を指定
 - 県内では「渡良瀬遊水地鳥獣保護区」のみ
(茨城・栃木・群馬・埼玉の 4 県にまたがる 2,861ha のうち 51ha)
- 都道府県知事指定鳥獣保護区
 - 地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であって、環境大臣指定区域以外の区域を指定

(2) 埼玉県知事指定の鳥獣保護区の状況

平成 28 年度末現在、県内の鳥獣保護区は 64 か所、30,433.4ha である。

【参考：県内の鳥獣保護区 64 か所の内訳】

- | | |
|------------|------------------|
| ① 森林鳥獣生息地 | 20 か所（奥秩父鳥獣保護区等） |
| ② 大規模生息地 | なし |
| ③ 集団渡来地 | 4 か所（荒川南部鳥獣保護区等） |
| ④ 集団繁殖地 | なし |
| ⑤ 希少鳥獣生息地 | 2 か所（越谷鳥獣保護区等） |
| ⑥ 生息地回廊 | なし |
| ⑦ 身近な鳥獣生息地 | 38 か所（東入間鳥獣保護区等） |

(3) 鳥獣保護区の存続期間と期間更新

鳥獣保護区の存続期間は 20 年を超えることができない。ただし、20 年以内の期間を定めて更新することができる。

埼玉県では、鳥獣保護区の存続期間を原則として 10 年とし、10 年ごとに更新を行っている。

2 特定猟具使用禁止区域（銃）

(1) 特定猟具使用禁止区域とは

鳥獣保護管理法第 35 条の規定により、特定猟具（※）を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止する必要があると認める区域を特定猟具の種類ごとに指定する。

※ 「特定猟具」とは、銃器とわな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）とされており、本県では銃器の使用禁止区域を指定している。

(2) 県内の特定猟具使用禁止区域（銃）の指定状況

平成 28 年度末現在、県内の特定猟具使用禁止区域（銃）は 126 か所、208,492.9ha である。平成 27 年度末より 150.3ha 広がっている。

(3) 特定猟具使用禁止区域の存続期間

特定猟具使用禁止区域については、法令上、存続期間の規定がない。

埼玉県では、平成 29 年度に期間満了する区域から特定猟具使用禁止区域の存続期間は無期限としている。

3 指定猟法禁止区域

(1) 指定猟法禁止区域とは

鳥獣保護管理法第 15 条の規定により、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法での捕獲等を禁止する区域を指定する。本県では、水鳥の鉛中毒事故が発生するおそれの高いと考えられる「鉛散弾」を使った銃猟について、規制の必要性が高いと認められる水辺域を積極的に指定している

(2) 県内の指定猟法禁止区域の指定状況

平成 28 年度末現在、県内の指定猟法禁止区域は 3 か所、2,325.3ha である。

(3) 指定猟法禁止区域の存続期間

指定猟法禁止区域については、法令上、存続期間の規定がない。

埼玉県では、指定猟法禁止区域の存続期間は無期限としている。